

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 3 年 1 2 月に実施した監査（一部令和 3 年 1 1 月に実施したものを含む。）の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 4 年 1 月 2 8 日

岐阜県監査委員	水	野	吉	近
岐阜県監査委員	長	屋	光	征
岐阜県監査委員	鈴	土		靖
岐阜県監査委員	長	縄	直	子
岐阜県監査委員	南		圭	一

## 財務監査及び行政監査の結果

令和4年1月28日

### 1 監査の種類

- ・ 地方自治法第199条第1項の規定による財務監査  
（同条第4項の規定による定期監査として実施）
- ・ 地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

### 2 監査の対象

#### (1) 対象年度

原則として、令和2年度を対象とした。

#### (2) 対象機関

知事部局                    212 機関のうち、19 機関  
 教育委員会                98 機関のうち、3 機関  
 公安委員会                59 機関のうち、3 機関  
 その他（上記以外）13 機関のうち、1 機関                    計 382 機関のうち、26 機関（表1参照）

### 3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

### 4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行った後、その結果を踏まえ、監査委員が実地又は書面により実施した。

### 5 監査の結果

上記により監査したところ、表1のとおり14機関において13件の指摘事項、13件の指導事項が見受けられたので、表2のとおり対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

上記の事項以外については、監査した限りにおいて、おおむね監査の対象となった事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

表1（監査の実施及び結果の概要）

	実施機関名		監査 実施日	実施 方法	監査結果件数			予備監査
					指摘	指導	検討	実施日（方法）
1	総務部	岐阜県税事務所	12月17日	実地	—	—	—	10月26日（実地）
2		西濃県税事務所	12月7日	実地	—	—	—	10月25日（実地）
3	健康福祉部	西濃保健所	12月7日	実地	—	—	—	9月17日（書面）
4		西濃保健所 揖斐センター	12月7日	実地	1	—	—	9月29日（書面）
5	商工労働部	岐阜関ヶ原古戦場記念館	12月21日	実地	—	1	—	9月29日（書面）
6	農政部	西濃農林事務所	12月14日	実地	2	1	—	10月21日（実地）
7		農業技術センター	11月26日	書面	—	2	—	10月20日（実地）
8	林政部	ぎふ木遊館	11月15日	実地	—	2	—	10月15日（実地）
9	県土整備部	岐阜土木事務所	12月17日	実地	3	1	—	11月15日～16日（実地）
10		大垣土木事務所	12月7日	実地	1	—	—	11月8日（実地）
11		揖斐土木事務所	12月3日	実地	2	—	—	10月28日～29日（実地）
12		恵那土木事務所	12月3日	実地	—	—	—	9月27日（書面）

13	県土整備部	高山土木事務所	12月17日	実地	—	—	—	9月13日(書面)
14		東海環状自動車道事務所	12月7日	実地	—	—	—	11月8日(実地)
15		宮川上流河川開発工事事務所	12月17日	実地	—	—	—	9月13日(書面)
16	都市建築部	岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所	12月17日	実地	—	—	—	11月15日~16日(実地)
17		岐阜・西濃建築事務所	12月7日	実地	—	—	—	11月8日(実地)
18		飛驒建築事務所	12月17日	実地	—	—	—	9月13日(書面)
19	県事務所	西濃県事務所	12月14日	実地	—	—	—	10月25日(実地)
20	教育委員会	山県高等学校	12月6日	実地	—	2	—	10月13日(実地)
21		不破高等学校	12月21日	実地	—	2	—	10月6日(実地)
22		岐阜本巣特別支援学校	12月6日	実地	—	1	—	10月13日(実地)
23	公安委員会	垂井警察署	12月21日	実地	1	—	—	10月19日(実地)
24		大垣警察署	12月3日	実地	2	1	—	10月18日(実地)
25		山県警察署	12月6日	実地	1	—	—	10月11日(実地)
26	その他	選挙管理委員会西濃地方事務局	12月14日	実地	—	—	—	10月25日(実地)
計	指摘事項等のあった機関数： 14機関				13件	13件	0件	

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

表2 (指摘事項等の内容)

機関名	区分	内容
西濃保健所揖斐センター	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として266,057円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
岐阜関ヶ原古戦場記念館	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料99,000円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
西濃農林事務所	指摘事項	清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金(生態系保全支援事業)の交付事務において、県が実績報告書の審査を経て補助金の額を確定し補助金を交付した後、補助事業者が別の交付金事業で不適正な会計処理をしていたことが判明した。これを受けて、県は当該補助事業においても不適正な会計処理がなかったか調査し、補助対象事業費2,153,711円のうち1,128,122円について、補助金の交付対象とはならない不適正な経費であると認定した。そして、県は補助対象事業費のうち不適正な経費と認定されなかった1,025,589円を補助金交付総額2,000,000円から差し引いた974,411円について、不適正に受給されていたとして、補助事業者に戻還を請求している。 なお、上記1,025,589円のうち566,024円については、調査に対する補助事業者等の回答又は協力が得られなかったため、適否を確認することができなかったものである。 以上のことから、補助金の不適正な受給の再発防止について徹底を図られたい。
	指摘事項	公務中の2件の交通事故について、修繕料142,098円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、1台が交換対応（取得価格103,280円）となっていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図りたい。
農業技術センター	指導事項	<p>茶成分分析計（近赤外線拡散反射測定方式）の購入に係る契約保証金納付免除事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 当該契約は一般競争入札により行われているため、契約保証金の納付の免除に係る決裁の時期について、契約の相手方及び契約金額が決定した後に行うべきところ、入札前に行う入札参加資格の確認の決裁時において免除の意思決定がなされていた。</p> <p>2 契約金額が500万円以上の契約であることから、免除の決裁にあたって、契約保証金納付免除伺書作成要領に基づき契約保証金の納付を免除することができる場合に該当することの説明等を記載した伺書を作成すべきところ、これが行われていなかった。</p>
	指導事項	<p>農業技術センター（以下「センター」という。）の職員について、時間外勤務又は休日勤務をさせる場合、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条第1項の規定により、「時間外労働・休日労働に関する協定」（以下「協定」という。）を締結し、これを行政官庁に届け出る必要がある。そして、協定の届出先について、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）は所轄労働基準監督署長と定めているが、センターの職員については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定により人事委員会となっている。ただし、単純な業務に雇用される一般職に属する地方公務員（以下「技能職員」という。）については、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則等により同規定を適用除外としており、技能職員に係る協定については、所轄労働基準監督署長に届け出る必要がある。しかし、センターでは、技能職員を対象に含む協定を締結した後、人事委員会には届け出ているものの、所轄労働基準監督署長に届け出ないまま、技能職員に対し時間外勤務及び休日勤務を命じていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
ぎふ木遊館	指導事項	<p>貸付物品に係る物品管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 貸付先の事業者から借受書を徴していなかった。</p> <p>2 建物一部に係る行政財産の目的外使用許可（使用許可期間1年間）と併せ、貸付した物品について、物品の貸付期間が3か月を超える場合に必要となる知事の承認をあらかじめ得ていなかった。</p> <p>3 物品登録内容変更書により貸付けに係る事項を記録していなかった。</p>
	指導事項	<p>時間外勤務について、時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）で定めた「延長することができる時間数」を超えた時間外勤務を命じていた事案があったので、今後は適正に処理されたい。</p>

岐阜土木事務所	指摘事項	<p>県は、県の行う建設事業に要する経費の一部を関係市町村に負担させる際、その負担金については、原則として工事着工時まで50パーセント、工事完了時まで残余の50パーセントを徴収することとなっている。</p> <p>しかし、急傾斜地崩壊対策事業に係る市町村負担金の収入事務において、業務完了時の負担金を徴収するにあたり、特段の理由なく業務完了日から3か月以上経過した後納入通知書が発付されていたので、今後は適正に処理されたい。</p>
	指摘事項	<p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、前年度も同様の事案で指導したにもかかわらず、交換対応（取得価格 103,280 円）となっていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>
	指摘事項	<p>公務中の1件の交通事故について、修繕料158,293円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>
	指導事項	<p>公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料185,658円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>
大垣土木事務所	指摘事項	<p>公務中の1件の交通事故について、修繕料199,639円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>
揖斐土木事務所	指摘事項	<p>河川占用料の収入事務において、同年度中の2回目の変更許可に当たり、2回目変更後の占用料総額から1回目変更後の占用料総額を減じた額を占用料として追加徴収していたが、2回目変更後の占用料総額の算定に当たり、1回目の変更許可で追加された物件に対する占用料を、月割で8か月分計上すべきところを誤って1年分計上したため、1件110円を過大に徴収していたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
	指摘事項	<p>公務中の1件の交通事故について、修繕料299,632円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>
山県高等学校	指導事項	<p>建設工事に係る契約事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）等に規定する契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
	指導事項	<p>公務中にタブレットを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料35,200円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>
不破高等学校	指導事項	<p>気化式冷風機の調達に係る検査事務において、検査調書を作成すべきところ、納品書の余白に検査済の旨及びその年月日を記載し、署名することで代えていたので、今後は適正に処理されたい。</p>
	指導事項	<p>USBメモリの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体利用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員がUSB</p>

		Bメモリを利用していたものがあったので、今後は適正に処理されたい。
岐阜本巣特別支援学校	指導事項	岐阜本巣特別支援学校照明取替等工事に係る工事請負費の支出事務において、前払金の支払の請求があったときは、工事請負契約書に基づき、請求を受けた日から14日以内に支払うべきところ、請求を受けた日から43日後の支払としていたので、今後は適正に処理されたい。
垂井警察署	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料として366,366円が支払われていたので、職員の交通事故について一層の徹底を図られたい。
大垣警察署	指摘事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として646,782円の費用負担が発生するとともに、公用車1台が損傷(修繕料相当額40,480円(うち相手方負担分6,072円))し、1台が廃車(評価額784,000円)となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指摘事項	公務のため、事故車両を車両移動器具を使用して移動する際、当該器具が当該車両に接触したこと及び職員が当該車両を強く押したことにより、当該車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として205,620円の費用負担が発生していたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	大垣警察署庁舎空調設備保守点検業務委託に係る契約事務において、一般競争入札の公告により示された「入札者の資格」の一部について、契約審査会調書の「一般競争入札に参加する業者に必要な資格」として記載されておらず、審査されたことが確認できない状況となっていたので、今後は適正に処理されたい。
山県警察署	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として4,910,807円の費用負担が発生するとともに、修繕料1,296,724円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。